

平成24年6月15日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	山崎鉄好
1番	朝長勇	2番	山口等
3番	上田雄一	4番	山口裕子
5番	山口良広	6番	松尾陽輔
7番	宮本栄八	8番	石丸定
9番	石橋敏伸	10番	古川盛義
11番	上野淑子	12番	吉川里己
14番	末藤正幸	15番	小池一哉
16番	小柳義和	17番	吉原武藤
19番	山口昌宏	20番	川原千秋
21番	牟田勝浩	22番	松尾初秋
23番	黒岩幸生	24番	谷口攝久
25番	平野邦夫	26番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	筒井孝一
次長	松本重男
議事係長	川久保和幸
議事係員	江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	角			眞
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	成	松		薫
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	浦	川	正	盛
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
水	道	部	松	尾	満	好
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	井	上	将	治
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

議 事 日 程 第 6 号

6月15日（金）10時開議

日程第1	第47号議案	武雄市手数料条例及び武雄市印鑑条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第2	第48号議案	武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第3	第49号議案	武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第4	第50号議案	武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第5	第51号議案	財産の取得について（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第6	第52号議案	財産の取得について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第7	第53号議案	佐賀県営土地改良事業に係る分担金の賦課の基準を定めることについて（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第8	第54号議案	土地改良事業の施行について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第9	第55号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第10	第56号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算（第2回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第11	第57号議案	平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第12	第58号議案	専決処分の承認について（平成24年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第13	第59号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算（第3回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第14	報告第2号	平成23年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第15	報告第3号	平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）

日程第16	報告第4号	平成23年度武雄市土地開発公社事業報告について（質疑）
日程第17	報告第5号	平成23年度財団法人武雄市体育協会事業報告について（質疑）
日程第18	報告第6号	専決処分の報告について（質疑）
日程第19	報告第7号	専決処分の報告について（質疑）
日程第20	請願第1号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願（趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第58号議案及び第59号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1 第47号議案

日程第1. 第47号議案 武雄市手数料条例及び武雄市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

おはようございます。第47号議案 武雄市手数料条例及び武雄市印鑑条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

議案書の1ページから2ページでございますけれども、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政事務の合理化を目的といたしまして、外国人登録法が廃止され、また住民基本台帳法の一部が改正されましたことに伴いまして、市条例を改正するものでございます。

第1条で、武雄市手数料条例の一部改正、第2条で武雄市印鑑条例の一部改正を行うものでございます。

改正後の条例につきましては、平成24年7月9日から施行することといたしているところでございます。

簡単でございますが、以上で第47号議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第47号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第2 第48号議案

日程第2. 第48号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

第48号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書の3ページ、新旧対照表の4ページをごらんください。

本条例は、図書館・歴史資料館の管理を指定管理者に行わせることを念頭に、設置条例に同館の管理を法人、その他の団体であって、市長が指定する者にこれを行わせることができる旨の規定を加えるものでございます。

指定管理者に行わせる業務の範囲は、歴史資料に関するものを除く同館の利用に関すること及び同館の維持管理に関することといたしており、同館の管理運営に関し、市長が必要と認める業務につきましても、その範囲に含むことといたしております。

また、迷惑行為等の場合における利用の制限を規定する設置条例第7条の規定は、同館の管理を指定管理者に行わせる場合について準用し、第7条中「教育委員会」とあるのを「指定管理者」と読みかえる条文も加えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第48号議案に対する質疑を開始いたします。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

これは、条例の改正についてですけれども、市長が指定する――教育委員会の所管の事務を市長部局に何か移さなきゃいかん理由がほかにあるんですかね。今、先ほど、きのうまで論議されたようなほかの中に。そこら辺について詳しく説明してほしい。

条例を改正する以上は、それなりの理由があると思いますけれども、それについての説明をお願いしたい。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

ただいまの質問ですけれども、武雄市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定がまずあるわけです。これにつきましては、前2条――ですから、第4条から

第5条なんですけれども、「市長は、前2条の規定により選定した指定管理候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。」ということで、ここできちんと議会の議決があった後に市長が指定するというふうに条例で決まっておりますので、これを受けて今回の条例改正というふうにしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

議会が決めるということであれば、この条例を改正せんでもできるんじゃないかな。そこらについてはどうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

条例の規定に基づきまして、指定管理候補者を定め、この指定管理候補者について議会に提案をするわけです。この提案を受けて、議会として議決をいただければ、その後に指定管理者を市長が指定するという手続になります。

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

何もそうなら、教育委員会が今までのような形で処理をしても、何も条文上の問題はないんじゃないかな。そういう気がするんですけど、おっしゃるところの法的な根拠はどこですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

すみません、ちょっと内容がよく理解できませんでしたけれども、私が申しあげましたのは、条例の規定に基づきまして、その手続について申しあげました。

したがって、提案をしたことにつきまして、議会で議決をいただければ、それについては市長が指定管理者に指定をすると、こういう手続が条例で定められておりますので、私どもとしては、それを再び申しあげるしかないということで、御答弁にかえさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

指定管理でゆだねている施設は、教育施設もあれば、ほかの教育施設もあるわけなんです
が、武雄市体育施設設置条例において、この条例で第13、14、15条、同じように、市長が指
定する者にこれの管理をさせることができるという、同じような条文をつくっていると。そ
れに倣って今回もつくったというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

指定管理者の指定の手續に関する条例ですね、第13条に「この条例を教育委員会が所管す
る公の施設に適用する場合には、第2条から第5条まで及び第7条から第11条までの
規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び次条の規定中、「規則」とあるの
は「教育委員会規則」とする。」ということで、これは、読みかえればこれでできるんじや
ないかなと私は思って先般の一般質問で質問しました。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

できません。（発言する者あり）できません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほどの質問で、地方自治法の第244条の2の第6項、ちょっと条文を朗読してもらえま
せんか。（「そい質問や。朗読すつとが質問かの」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

第6項です。「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじ
め、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

ですから、設置条例、武雄市図書館・歴史資料館の設置条例を変えなくても、この手續条
例でできると読みかえるんじゃないんですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

うちは法治国家ですので。法治国家なんですよ。今までのいろんなやり方がある中で、例えば、先ほど角政策部長から答弁いたしましたとおり、体育館等についても、あれは条例規範が直営しか想定してないわけですね、直営しか。ですので、指定管理者にゆだねる場合は、その指定管理者にゆだねるという根拠条文が必要になります。ですので、これに倣って今回も、他の施設も全部そうです。図書館の設置条例にこの指定管理者の道をつくるということで加えただけであります。

したがって、もしあなたがそういう質問をされるのであれば、それは以前体育館の施設等々でその質問をしなきゃいけないんですよ。何でこの図書館条例だけをこんなあげつらつて言うのかというのは、私には皆目わかりません。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。26番江原議員（発言する者あり）

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

一般質問の中でもありましたけれども、いわゆる手続条例で、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例でできるじゃないかという質問をしたわけですが、そのできない理由についてお尋ねしたんですけれども、今、武雄市図書館を、いわゆる指定管理者にする場合に、一般質問のときの説明は今説明、答弁されたことは言われなかったんですけれども、だからこそ今お尋ねしているわけなんですけれども、武雄市図書館設置条例の変更をしなくてもこの手続条例でできると。できないという理由を——今は、答弁は設置条例を変えないとできないと言われましたけれども、もう一歩前の議論として、手続条例でできるんじゃないかという私の質問で、それができないと言われました。ですから、そのできないという理由について、この先ほど説明された手続条例の第6条の、いわゆるそれとの整合性について、ちょっと私は理解不足ですので、この第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときはというのは、どういう意味を持っているのかお尋ねをしているわけです。

もう一回お願いをします。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

我々は、地方自治法に基づいて行政をやっているわけなんでございます。それが大前提でございまして。

今、先ほどから議論になっております地方自治法の第244条の2でございまして、今6項の話でございまして、その前段で3項を見ていただきたいと思いますが、これは読み上げさせていただきます。

「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認め

るときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定する指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができる。」という、いわゆるここがあつて条例をつくっているということ、条例の定めによるところによるということでございますので、御理解ください。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

福祉文教常任委員会でも論議しますけれども、この業務の範囲のところですね。業務の範囲のところ、指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとすると。

(1)図書館・歴史資料館の利用に関する事。ただし、歴史資料に関するものを除く。

2番目が、図書館・歴史資料館の維持管理に関する事。

前2号に掲げるもののほか、図書館・歴史資料館の管理運営に関して市長が必要と認める業務。この市長が必要と認める業務という内容。もう1つは、(1)のところですね、歴史資料に関するものを除く。この2点説明をしていただいて、福祉文教委員会でも論議をしていきたいと思うんですけれども、市長の考えがあれば出していただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

まず、1点目です。

武雄市の図書館は、複合館になっております。したがって、図書館の名称につきましては、武雄市図書館・歴史資料館ということで、図書館だけとか歴史資料館だけじゃなくて、総称として武雄市図書館・歴史資料館と、こういう施設になっておるわけですので、第15条では今回の指定管理につきましては、歴史資料に関するものを除くという書き方をいたしております。

それから、第3号ですけれども、第3号につきましては、これは1号、2号に該当しないもの、これについては想定できないものもございますので、これにつきましては、その他、市長が認める業務というふうに規定をいたしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

それはもう教育委員会の所管ですけどね。

この第17条、「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」。これは、いつ——これはもちろん条例を審議した後、その結果を受けて規則がつくられていくんでしょうけども、教育長が考えている、これは教育委員会でしょう、教育委員会が別に定め

る、何を定めるのかですね。基本方向だけでも出していただけますか。

もう1つは、図書館・歴史資料館の利用に関する事で、さっき古賀部長が答弁しましたがけれども、この歴史資料に関するものを除く、やっぱり従来の歴史資料館と分けるんですか、この資料を除くというのは。それをもう一回答弁していただけますか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

教育委員会の規則につきましては、現在、一部改正に向けて作業をいたしておりますので、しばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。

それから、分けるのかどうなのかということで御質問ございましたけれども、ここで言うのは、もともと武雄市の図書館・歴史資料館につきましては、図書館部分と歴史資料部分とございます。

したがって、今回については図書館業務、いわゆる図書館部分につきまして指定管理をお願いしたいというふうに思っておりますので、いわゆる館の中のゾーンという意味ではなくて、歴史資料の部分については指定管理にしないということで、こういう規定をいたしているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと補足をします。

歴史資料の位置づけというのは、これは指定管理者にゆだねるものでなく、市行政が、なかんずく教育委員会が責任を持ってその管理運営に当たるということをこの条例にも裏面から規範したものであります。

それともう1つが、議員御存じのとおり、規則というのは、ちょうど法律と省令、政省令と同じ話であって、今回の図書館の設置条例が決まった場合に、その枠内で細目の部分について、それを定めるのが規則というのは、法治国家ですので、それが原則になります。法律だけでは、それはワークしないということであります。そのために政省令がある。

地方の場合は、地方自治体の場合は、条例だけつくっても、それはワークしないシステムになっています。したがって、それをワークせしめるために規則がそこにあるということでありますので、あくまでも条例規範の中でその規則というのは決まると。ですので、これが議会の議決を要しないと、そういうふうになっているのは自明のとおりであります。

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

先ほど、歴史資料に関するものという範囲というのですかね。関するというのは、その歴史資料を取り扱う職員さんとか、展示したりする人とか、研究したりする人とか、そういうのも指すのか、もう歴史資料のその物というんですかね、そういうのを指すのか、それについてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まあ一般的に言って歴史資料に関することと言った場合に、人が入るわけがありません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第49号議案

日程第3. 第49号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

第49号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書の4ページ、新旧対照表の6ページをごらんください。

体育施設設置条例中、山内中央公園の各施設の位置につきましては、山内町大字三間坂甲14160番地1に統一して規定していただいておりますが、この公園の位置は、大字三間坂と大字大野との大字界にあることから、公園内の施設ごとにその位置を規定することにより、施設の位置を明確化いたしたく、表示地番の変更をお願いするものであります。

また、同公園内の軟式テニスコートにつきましては、その位置を新たに定め、使用期間、使用時間及び使用料を規定しようというものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第49号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第50号議案

日程第4. 第50号議案 武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。北川営業部理事

○北川営業部理事〔登壇〕

第50号議案 武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の7ページでございます。

この議案につきましては、武雄北方インター工業団地について、基本計画への国の同意を受けたことに伴い、緑地等の面積の特例措置を規定するための改正でございます。

工場立地法では、緑地の面積率が20%以上、環境施設の面積率が25%以上と規定されておりますが、それぞれの面積率を6%以上、8%以上と軽減する特例措置を第3条の表中に規定するものでございます。

次に、附則につきましては、施行期日を公布の日と定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第50号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第51号議案

日程第5. 第51号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

第51号議案 財産の取得についてにつきまして、補足説明を申し上げます。

武雄市公民館建設用地の取得費用につきましては、平成24年度当初予算において3,750万円を計上し、原案のとおり議決いただいたところでございます。

新しい武雄市公民館の用地に供するため、平成24年5月10日、議案書第8ページの第1項に記載する3筆の土地を所有されている日本ハードメタル株式会社と武雄市長との間で、土地売買仮契約を締結しました。

仮契約の金額3,750万円及び面積9,498.75平方メートルは、武雄市議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による金額及び面積をそれぞれ上回っていることから、同条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、用地の位置につきましては、議案資料の1ページの位置図のとおりであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第51号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第52号議案

日程第6. 第52号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。北川営業部理事

○北川営業部理事〔登壇〕

第52号議案 財産の取得について、補足説明を申し上げます。

議案書の9ページでございます。

本議案は、公共事業に係る残土処分場用地の買い上げについて仮契約が整いましたので、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約者の総数は17名で53筆、7万8,415平米の土地の買収を行いました。

取得価格は4,194万9,136円となります。

なお、議案資料の2ページ、3ページに位置図並びに字図を添付しておりますので、御参照いただきたいというふうに思います。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第52号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第53号議案

日程第7. 第53号議案 佐賀県営土地改良事業に係る分担金の賦課の基準を定めることについてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森営業部長

○森営業部長〔登壇〕

第53号議案 佐賀県営土地改良事業に係る分担金の賦課の基準を定めることについて、補足説明を申し上げます。

議案書12ページでございます。

本議案は、平成24年度より実施される庭木ダム、繁昌ダムの佐賀県営基幹水利施設ストックマネジメント事業に係る受益者の分担金の賦課の基準を、それぞれのダムの受益者の面積に応じて賦課すると定めたので、議会の承認を求めるものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第53号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第54号議案

日程第8. 第54号議案 土地改良事業の施行についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森営業部長

○森営業部長〔登壇〕

第54号議案 土地改良事業の施行について、補足説明を申し上げます。

議案書13ページでございます。

本議案は、国営筑後川下流白石平野土地改良事業によって造成された、嘉瀬川より導水する農業用水のパイプラインや揚水ポンプの基幹的水利施設の一部を大規模で公共性、公益性の高い施設として受益地の武雄市、大町町、江北町、白石町の1市3町で管理するもので、管理経費の軽減を図るため、受益の大きい白石町を代表市町として、国の補助事業である土地改良事業を申請したいので、議会の議決をお願いするものであります。

詳細については、議案書14ページ、15ページに計画概要書、16ページに計画概要図を添付しております。御参照ください。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第54号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第55号議案

日程第9. 第55号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第55号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について、補足説明を申し上げます。

議案書17ページでございます。

佐賀県市町総合事務組合においては、県内の市町一部事務組合等の事務について共同処理を行っております。

今回、佐賀県西部広域環境組合が退職手当の支給に関する事務について、多久市が議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務、通勤災害に対する補償に関する事務及び公立学校医等の公務災害に対する補償に関する事務について、佐賀県市町総合事務組合での共同処理への参加希望がなされたことに伴い、次のページのとおり同組合の規約の一部を変更する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第55号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第56号議案

日程第10. 第56号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第56号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、国及び県の補助金の内示等に伴う事業の追加と、そのほか当初予算編成後、早急に対応が必要になったものについて所要の額をお願いいたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に4億6,244万8,000円を追加し、補正後の総額を217億2,780万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

予算説明書の(6)ページをごらんください。

2款. 総務費、2項. 企画費、1項. 企画総務費では、老朽化に伴う今後の庁舎のあり方について市民の意見を反映するため、庁舎検討市民会議の設置に要する経費をお願いいたし

ております。

(7)ページの3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費では、県の安心子ども基金特別対策事業費補助金を活用し、市内2保育園の改築等に対する補助金をお願いいたしております。

(8)ページをごらんください。

6款. 農林事業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費では、農業の生産性の向上や経営改善を図るため、ハウスの省エネルギー資材等の導入に対する補助金などをお願いいたしております。

5目. 農地費では、麦、大豆等の生産拡大を図るため、暗渠排水の整備に要する経費をお願いいたしております。

7款. 商工費、1項. 商工費、2目. 商工振興費では、武雄市特産品の販路拡大のため、中国の市場調査及び販路開拓に要する経費をお願いいたしております。

3目. 観光費では、海外からの観光客の増加を図るため、九州オルレ・武雄コースなど、観光地武雄のPRに要する経費と東京駅などを手がけた辰野金吾博士が設計した近代建築遺産が現存する奈良市と連携し、広域的な観光振興に要する経費をお願いいたしております。

(11)ページをごらんください。

10款. 教育費、5項. 社会教育費、5目. 文化振興費では、小学校や公民館でOMURA室内合奏団による演奏会を行うことにより、間近で感じる楽器や音楽の感動の場を創出することにいたしております。

以上、歳出の主なものについて説明申し上げましたが、これを賄う財源として分担金及び負担金1,920万円、国庫支出金8,458万1,000円、県支出金1億9,484万8,000円、繰入金1億1,169万円、諸収入5,212万9,000円を計上いたしております。

以上で平成24年度武雄市一般会計補正予算（第2回）についての補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第56号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第11 第57号議案

日程第11. 第57号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森営業部長

○森営業部長〔登壇〕

第57号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）について、補足説明を申し上げます。

予算書2ページをごらんください。

今回の補正は、競輪事務費で、競輪走路に劣化による亀裂が発生し、走行に危険で、通常開催や特別競輪等の誘致にも支障を来すため、早急に補修する必要が生じ、応急的な必要最小限の走路改修費としてウオークトップ塗りかえ工事費2,784万1,000円をお願いしております。

競輪開催費では、多様化している自転車競技のファン層から、新たな競輪ファンの獲得や観光面での誘客に効果のある凹凸の走路を自転車で走る競技のBMXコースを武雄市内に誘致できないか検討する調査旅費32万3,000円をお願いしております。

費用については、既設予算の予備費2,816万4,000円を充当しております。

詳細については、補正予算説明書をごらんください。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第57号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第12 第58号議案

日程第12. 第58号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

第58号議案 専決処分の承認につきまして、御説明を申し上げます。

議案書はその2の1、2ページでございます。

本議案は、去る5月31日、地方自治法の規定に基づき、平成24年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を専決処分したことにより、市議会の承認をお願いするものであります。

それでは、補正予算書（第1回）予算説明書の(4)ページをごらんください。

歳出におきまして、前年度繰上充用金4億807万9,000円を計上いたしております。

これは、平成23年度の収支において歳入不足が生じたことにより、不足相当額を前年度繰上充用金として補正したものであります。

平成23年度の収支につきましては、国民健康保険税の徴収強化に努め、収納率及び収納金額は、前年度より増加しているところでございますが、歳出では高齢化の進展に伴いまして、

保険給付費や後期高齢者支援金などが増加したことによりまして、単年度収支におきまして1億9,000万円ほどが不足しておりまして、前年度までの累積で4億807万8,243円の金額になったものでございます。

次に、繰上充用金の財源について御説明いたします。

(3) ページをごらんください。

財源として、国の療養給付費等負担金を2億807万9,000円と財政調整交付金を2億円計上いたしております。

以上、申し上げましたとおり、国保財政につきましては毎年非常に厳しくなっておりまして、財政の健全化におきまして保健指導等を強化しているところでございますが、さらなる取り組みを早急に進めてまいりたいと考えております。

皆様の御理解、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第58号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第58号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第13 第59号議案

日程第13. 第59号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第59号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について、補足説明を申し上げ

げます。

今回の補正は、再生可能エネルギー利用推進と公有財産の有効活用の観点から、メガソーラー事業誘致を進めたいと考えており、ほかの自治体との競争の中で有利な条件で誘致を進めるための候補地確保に要する経費など、早急に対応が必要となるものについて、所要の額をお願いするものです。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ1億4,000万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ218億6,780万9,000円とするものでございます。

補正予算説明書(4)ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費では、土地開発公社所有の本部ダム土捨て場跡地の買い戻しに要する経費をお願いいたしております。

10款. 教育費、4項. 中学校費では、学習環境の改善を図るため、市内中学3年生普通教室への空調設備の設置費を計上いたしております。

なお、歳出の財源として、財政調整基金繰入金を計上し、不足する分については予備費で調整いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第59号議案に対する質疑を開始いたします。22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

議運のときにもちょっと聞きよったばってん、質疑で聞いてくいろという話でございましたので聞きますけれども、(4)ページのメガソーラーの件でお尋ねをしたいんですけれども、具体的に受け皿というのがあるのか。

それと、実際この土地、坪数はっきりわかりませんが、日陰もあつと思うとですよ。日陰が大体全体の坪数からすっぎ、どんくらいが日陰ですよ、メガソーラーということやけん、適しているところと適しとらんところの土地の区分的に聞きたいんですけれども。

○議長（杉原豊喜君）

宮下つながる部長

○宮下つながる部長〔登壇〕

まず、1点目のどのくらいの引き合いといたしまししょうか、可能性があるのかということですが、新しく7月1日から施行されると、その条件がキロワット42円というのが政府から発表されましたが、その結果、かなりの問い合わせが事業者からあっております。おおむね20社程度という問い合わせがあっております。

それから、2点目の日陰の話ですが、全体の敷地面積が2万1,000平米程度ありますが、設置可能面積としましては1万6,000平米程度というふうに見込んでおります。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

20社ですか、やっぱり非常にいいことだと思うんですね。玄海を抱えている私たちが、電気にかえていくということは非常にいいことだと思いますけれども、ちょっとわからんけん聞いたかとは、これは追加で出したとですか。議長、その取り扱いはどうなんですか。追加の取り扱いというのは。ちょっと、そこわからないんですけど、説明をお願いしたかと、よかですか。

○議長（杉原豊喜君）

宮下つながる部長

○宮下つながる部長〔登壇〕

当初から、まず動きとしましては5月ですか、新聞情報がちょっとあれですけど、5月ごろだったと思いますが、新聞で発表されたのが政府の買い取り価格の方向というのが決まったというのが5月中旬だったと思います。その時点では、まだ我々としては準備不足でございましたので、6月議会の議案としましては当初で上げることができませんでした。地元の方々の御理解ということもございましたので、そのあたりの調整もとらせていただきました。

そういうことで、結果としましては、追加議案ということをお願いせざるを得なかったということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから、これは追加議案ですかと聞いておるんですよ。追加議案の上程なんですかと聞きよつとですよ。こういうことはありなんですか。今、追加議案と言われたですね。

議長、これは追加議案の上げ方ですか。（「追加議案」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

宮下つながる部長

○宮下つながる部長〔登壇〕

追加議案として上程させていただいております。

〔23番「議長、こういう取り扱いするとですか。今から」〕

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

武雄は何でもありですからね。通常、やっぱり追加は追加として出しますよね、後でね。これだけ我々も——余りおれは勉強せんばってんが、普通勉強するために事前にもらって、

いろいろ審議してきて、そしてやっぱりどうしても間に合わなかったというときありますよ。緊急の場合あります。それは認めますよ。だから、それを最後に追加として上げていいですかと議長が諮って、いいですよとなって出して、それでどうぞとしてくるのが追加議案じゃないかと思うんですけども、予算の中にこういうやり方というのは、今後もありなんですね。

いいです。質疑3回で聞かにやいかんですけども、結局、今メガソーラーについて、非常に、本当に好ましいことと思いますね。市長がよく言われるように太陽光村ですか、思うけどなかなかできないというのが実際。しかし、7月1日の買い取り価格が決まる予定で、大きく変わってきているね。だから、うちもやっぱり一般質問をしなかったんですけども、ぜひとも後押しをしなければならぬと。そういう意味では大賛成なんですよ。

しかし、やり方というのが、やはり議長、今後、こういうのは取り扱い上、やっぱり分けて、よう、追加でせんで—ほかにも出たような気がするんですけども、よければ取り扱いで追加ということにしてもらえば、追加していいかどうかを話して、そしていいということになして出していくというのが好ましいと思いますけど、要望しておきます。

○議長（杉原豊喜君）

わかりました。

今のは答弁求めておられませんので、結構でございます。

そこら付近は、今後十分に検討と注意をしまいたいと思っております。

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

土地開発公社の買い戻しの件ですけども、土地開発公社が独自に売っているときもありますよね。だから、今回買い戻さなくても、その業者が来たときに土地開発公社が直接売れば売れるんじゃないかなというのがちょっと1点ですね。

それともう1つは、クーラーの設置ですけども、クーラーの設置も何か一部電気代の負担を求めている学校もあるんじゃないかなと思うんですよ。それは夏休みに限ってなのかわからんですけども、その辺の電気料についての考え方があればお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

御指摘のように、一般に直接売っているところもございます。

この土地につきましては、本部ダムが建設されるときにダムの土捨て場の用地として、武雄市の要請により開発公社が土地を取得して土捨て場として利用してきたところでございます。いわゆる武雄市が買い戻すというのを条件でございまして、今回買い戻していただくということが開発公社側からの要請でございまして、そのとおりにしたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

県立高校等で空調機を保護者が負担するという場合は、電気料等について保護者が負担をされているということは聞いたことがございますが、私どもとしましては、市で設置をするということでございますので、これについては市で負担をするということで考えております。

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

土地開発公社の件で、買い戻しを約束しておったということで買い戻したということで、それはいいとですけども、そしたら、もっと早く買い戻しとけば、金利が相当なっているわけでしょう、本体に比べて。何でもっと早く買い戻しをしなかったんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

先ほどの答弁でちょっと漏れたもので、そういう質問があったかと思いますが、今回、太陽光の施設を誘致するというので買い戻していただくわけでございますが、誘致する主体は武雄市でございます。

そういうことから、武雄市が主体的に募集するという観点から今回買い戻してもらおうと。それと、もっと早くという話でございますが、ここ10年ぐらい前は約20億円からの土地を保有いたしておりました。これではいけないということで5カ年計画をつくって、今回23年度から第5次の健全化計画をつくっているわけでございます。その中で、この土地についても買い戻す、武雄市が買い戻すということで、計画的に買い戻す用地に入っておりました。

そういうことから、この2点から今の段階で武雄市が買い戻すということになったわけでございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ちょっとお尋ねしますけれども、この土地開発公社の買い戻しですけども、やはり、これまであそこでは湖水まつりの会場だったと思います。それで、5月中旬ぐらいに電気料金の買い取りということで42円ということに決まって、急にこの話が出てきたわけですけども、その地元との協議ですね。これから、もうどのように湖水まつりを若木の人ができるようになるのか。もう土地としては開発公社の土地ですから、若木の方は借りて使用していただろうと思うわけですけども、まだ時間がなかったわけですから、ほとんど協議もできてい

ないと思いますけれども、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、これは質問ナンセンスだと思いますよ。市の主催の湖水まつりだったら我々は答える責務がありますが、これは若木の振興協議会が、牟田会長を初めとして、あるいは区長さんであるとか、さまざまな方のこれは民間の発意でやっているわけですよ。

したがって、この件に関しては、ぜひ若木の振興協議会でお尋ねいただきたいと思うんですね。

これは、あくまでも予算の質問となります。一方で、じゃ、この件について我々が勝手に進めているかという、そんなことはありません。牟田議員、松尾陽輔議員さんを初めとして、関係の地元の議員さん、そして若木の振興協議会、区長会、さまざまところに話をし、この手はずは万全に整えていますので、御心配無用です。（発言する者あり）（「答え方はいろいろあろうもん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第14 報告第2号

日程第14. 報告第2号 平成23年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第2号 平成23年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明を申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成23年度予算において繰越明許費の議決をいただきました事業の繰り越し状況について御報告するものでございます。

議案書20ページから21ページをごらんください。

ここに掲げております15事業について、それぞれ平成24年度に繰り越しております。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第2号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第15 報告第3号

日程第15. 報告第3号 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

報告第3号 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について補足説明を申し上げます。

議案書の22、23ページをごらんいただきたいと思います。

移転補償契約4件の前払いを除く残金と、その移転に伴います本工事費の2,668万8,500円の繰り越しとなっております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第3号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第16 報告第4号

日程第16. 報告第4号 平成23年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第4号 平成23年度武雄市土地開発公社事業報告について御説明申し上げます。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

それでは、1ページの平成23年度の事業報告について御説明申し上げます。

1の土地の取得及び工事についてでございますが、平成23年度は用地取得、工事とも行っておりません。

2の土地の処分・附帯等事業についてでございますが、(1)の公有地処分事業では、八並水源地跡地など6件分、売り渡し面積で1,526.36平米、金額で1億387万7,014円となっております。

(2)の附帯等事業収益では、武雄温泉南口の清本鉄工所跡地駐車場収入などで1,506万2,370円となっております。

以上の事業の結果、損益計算書でございますが、10ページをごらんください。

1、事業収益でございますが、公有地取得事業収益と附帯等事業収益、合わせまして1億1,893万9,384円となっております。

次に、事業原価では、公有地取得事業原価と附帯等事業原価を合わせまして1億2,641万7,754円となっております。

事業収益から事業原価を差し引いた額から3の一般管理費の9万9,909円を差し引き、4の事業外収益762万1,937円を加え、経常利益で4万3,658円となり、これが当期純利益となっております。

財産目録については、説明は省略させていただきます。

続きまして、11ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

資産の部では、流動資産の合計12億1,790万3,397円、固定資産の合計345万1,274円、資産合計で12億2,135万4,671円となっております。

負債の部では、流動負債が12億1,682万3,252円となっております。

資本の部で資本金300万円、準備金は前期繰越準備金148万7,761円と当期利益4万3,658円を合わせまして153万1,419円となり、資本合計で453万1,419円となりました。

以上で、平成23年度武雄市土地開発公社の事業報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

報告第4号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

開発公社の主な部分は借入金でなっていると思うんですけども、短期借入金の借り入れ先というのは、この別紙明細というのは、どこを指しているのかなど。上も別紙ですけども、ちょっとそこについてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

14ページをごらんください。

短期借入金明細表ということで、佐賀県農業協同組合、武雄市水道事業資金、九州ひぜん信用金庫ということで、この表になっております。ここから水道事業資金として5億円、それから九州ひぜん信用金庫から7億1,600万円、合計12億1,600万円の借り入れをやっているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

わかりました。地元から借りてあるとか、水道から借りてあるんですけども、一時、何ですかね、金利を減らすために入札か何かをしていて、安いところを借りたりしておったと

思うんですけども、その辺はどうなったかお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

市内市中の銀行、それから信用金庫、農協等で見積もりをしていただいて、最低の利息のところで借入れをいたしております。

当然、水道資金につきましては、それ以下の金利でお借りをいたしておるところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき提出されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第17 報告第5号

日程第17. 報告第5号 平成23年度財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。白濱教育部理事

○白濱教育部理事〔登壇〕

報告第5号 平成23年度財団法人武雄市体育協会事業報告について、御説明を申し上げます。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、財団法人武雄市体育協会から平成23年度事業報告書が提出されましたので、御報告を申し上げるものでございます。

別紙報告書でございます。

事業概要につきましては、1、2ページに、事業報告については3ページをごらんいただきたいと思っております。

次に、歳入歳出の決算でございますが、4ページの一般会計収支決算書でございます。

収入としては、武雄市補助金等で1,973万9,405円、支出につきましては、事業費、管理費等で2,030万4,918円で、収支の差額13万9,644円は平成24年度への繰越金となっております。

次に、指定管理収支決算書につきましては5ページでございます。

収入としては、武雄市から指定管理委託料等で5,653万5,037円、支出につきましては、事業費、管理費等で5,797万8,343円で、収支の差額93万8,254円は平成24年度への繰越金となっております。

6ページ以下に貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等を添付しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、平成23年度財団法人武雄市体育協会事業報告を終わらせていただきます。よろしく
お願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第5号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第18 報告第6号

日程第18. 報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第6号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書24ページでございます。

これにつきましては、臨時職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決
処分事項の指定に関する条例の規定により、平成24年5月22日付で専決処分をし、報告申し
上げるものでございます。

事故の概要ですが、平成24年2月16日、午後4時15分ごろ、同職員が白岩運動公園周辺の
除草作業のため、公用車で白岩運動競技場駐車場から白岩体育館に向かい、体育館駐車場に
右折しようとする際、白岩野球場方面から直進してきた郵便配達の自動二輪車と接触し、自
動二輪車のヘッドライト等を損傷させたものでございます。

事故の過失割合は当方職員が9割、相手が1割でございました。

損害賠償の相手方は、武雄市武雄町大字武雄5599番地、郵便事業株式会社武雄支店長、額
につきましては8万5,428円でございます。

この賠償につきましては、全額、全国市有物件災害共済会から補てんされるものでござい
ます。

職員の前方不注意による事故でございますが、職員が基本的な注意を怠り、事故を発生し
たことに対し、深くおわび申し上げます。

なお、関係職員につきましては、厳重に注意し、再発防止に努めるよう強く指導したとこ
ろでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第6号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第19 報告第7号

日程第19. 報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。成松山内支所長

○成松山内支所長〔登壇〕

報告第7号 専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書の25ページでございます。

この件につきましては、市道茅場津々良線での事故に係る損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、平成24年5月22日付で専決処分したことを御報告申し上げるものでございます。

事故の概要につきましては、平成24年3月19日、午前7時38分ごろ、山内町在住の方が所有する車両により、山内町大字三間坂の市道茅場津々良線を走行中、道路の陥没箇所にはまり、左側の前後輪のタイヤ及びアルミホイールを破損したものであります。

車両を運転された方や同乗されていた方には、けがはございませんでした。

損害賠償の相手方は、武雄市山内町大字犬走524番地、川副泰弘氏、損害賠償の金額は過失割合により車両の修理にかかる費用10万800円の4割、4万320円であります。

この賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から全額補てんされるものでございます。

今回の事故は、道路の陥没による事故であり、相手方には多大な御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

なお、今後このようなことがないよう、道路巡回パトロールなど、道路の維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第7号に対する質疑を開始いたします。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

ただいまの報告の事故のことですけれども、事故をした、事故があった日の2時間後ぐらいに補修に行っておるわけですよ。今の件は、1時間かな、そんなもんなんですよ。だから、前の日もそこが陥没していたというのはわかっているわけですよ、行政も。事故のあったとはわかったらんとやけん。それは私は確認しました。

だから、今言われたとおり、今後こういうふうなことがないようにということです、武雄市の道路の延長というのは600キロあるけんが、皆さん方がそいば全部見て把握をしろというの、まずあり得んとですよ。だから、そういうふうなとも、今後、今後と言いはるばってん、今回の場合は、あれは主要な市道ですよ。

そういうことで、やっぱり行政の皆さん方も通勤時等々によく見ながら、事故を起こさないように見ながら、通勤をしていただきたいなということ、これは苦言ですけれども、そういうことで、そのわかったことはするべきじゃなかったのかなという質問としたいと思いませんけれども、答えられますか。

○議長（杉原豊喜君）

成松山内支所長

○成松山内支所長〔登壇〕

今回の事故につきましては、十分注意して、今後とも道路の巡回パトロール等を行いまして、維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

今まで何ですかね、道路が悪くてアルミホイールが壊れたとか、結構よくあったと、何回かあったと思うんですけども、今度、過失割合があるということは、どの部分で免除されているということになるんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

成松山内支所長（「夜じゃなかったけん昼やけん、少しは前方不注意もあったということ」と呼ぶ者あり）

○成松山内支所長〔登壇〕

過失割合につきましては、全国町村会総合賠償補償保険が査定しております。

本人が見落としたということもありまして、過失が出ております。

過失の割合が、武雄市が4割、相手方が6割となっております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第20 請願第1号

日程第20. 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。11番上野議員

○11番（上野淑子君）〔登壇〕

おはようございます。教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願の趣旨説明をいたします。

毎年出ております35人学級について、それから、教育予算の拡充についての請願でございます。

今年度は法改正により35人以下学級は小学校1年生、2年生となっておりますが、また、それは2年生については、まだ加配の状態となっております。

それから、また今年度から新しく指導要領も本格的に始まったり、授業時数や内容が増加しておいて、どうしても学級規模、人数の縮小というのが望まれております。定数改善も望まれております。

それから、教育予算についてですが、全国どこにおっても一人一人の子どもたちは、皆平等に教育を受けるべきだということになっておりますが、GDP、国内総生産において、我が国は28カ国のうちの最下位の教育予算となっております。どうしてもハードルを上げることができないなということになっておりますが、少しでもこの請願によって教育予算が上がることを望んでおります。

2つの項目を上げております。

1つ、小学校2年生から中学校3年生における35人以下学級を早急に実現すること。さらに、より豊かな教育環境を整備するために、35人以下からさらに踏み込んだ施策を計画、実施すること。

2つ、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、請願の趣旨でございます。

どうぞ、皆様よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

困らせでもなんでもないんですが、私のねたま、ひがみからちょっと質問させていただきたいと思っておりますけれども、今の武雄市で25人から30人と書いてある——30人以上の学級といえますか、学校がどれくらいあるのかなという気持ちがするわけです。例えば、東川登にしても西川登にしても若木にしても橘にしても、武内は5年生が何か30人以上おったと。西川登の5年生かな、8人ぐらいしかおらんところもあるですね。そういうふうな中でこれが出て、大体今の武雄市でどんくらいぐらいそういうふうな学級のところがあるのかなという気持ちがしたもんですから、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

11番上野議員

○11番（上野淑子君）〔登壇〕

質問はごもっともだと思います。でも、この請願については、全国的に請願をしておるの

です。我が武雄市においては十分に満たされているところが多いのです。何学級35人学級以上があるかというのは、すみません、私も把握しておりませんが、よろしいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、東川登かれこれ例を出されましたけれども、前の一般質問でも出ますように、やはり規模かれこれあるんですね。だから人数を——それを超えた場合、2学級になるようなところがそれが合致するんですね。だから、北方とか山内は大いにそういうことをしとかなければ、大人数になるんですね。

だから、1学級で定数が足りないところは合致しますけれども、2学級になるところは、2学級でいいのか、1学級持っていくのかということで大きく違いますので、そういう複合というんですか、複学級というんですか、そういうところに合致するんだということで、ぜひ武雄も当てはまるんですね、そうでしょう。

〔11番「そうです」〕

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

〔26番「議長、議事進行」〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）

議長にちょっと議場の件について質問します。

本日は、議案審議という日程で朝10時から今終わろうとしているわけですがけれども、市長は、みずから机の上でパソコン操作をされております。こういう議案審議中に市長自身が、いわゆる質疑に集中しなくて、パソコン操作をしているということに対して、議長はどのような認識をお持ちなのか、御回答いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

市長がパソコンを使っているのは、議案の皆さん方の質問とかなんとかを多分入力されているんじゃないかなと、筆記していくよりもそこに入れていらっしゃるんじゃないかなと、私はここから見てそういう見解を持っております。

以上です。

〔26番「はい、議長」〕

議事進行ですよ。

〔26番「議事進行ですよ」〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）

いや、私はそれは附属的なことであって、やはり市長が提案しているんですよ。これまでの事例も踏まえて、やはりそこはちゃんとただしていただかないと、議長として、私は議長のその運営については、ちょっと疑義を申さざるを得ませんので、ちゃんとした適切な議長としての判断を、議場の整理のために張り切りをちゃんとするべきだということを申し述べおきたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それについての回答をもう一回お願いします。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行ですけれども、皆さん方の質問とか質疑とか、それに市長が答弁できないとか、いろんな迷惑をかけているのであれば、私が即注意します。私がここから見ながらでも、いろんな議案の皆様のを聞きながら、ここでぼとぼと打っていくとか、そういう感じですので、それが何か不都合を生じるのなら、私も市長に申し入れたいと思いますけれども、今のところ私はそういう見解を持っておりません。

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）

ただいまパソコンの議場持ち込みについての話があったわけでありましてけれども、これだけ情報化社会が進んで、ペーパーレス化とか言いながら、やはり議場の中に持ち込めないという部分も今の時代どうかなというふうに思いますので、ぜひここは議会も議員も執行部も、議場での持ち込み、そして、いろんな情報を検索することが可能なように、ぜひ議長として計らいを今後お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

その件については、私も市長と先日話したことがありますけれども、議員みんなにiPadを持たせてくれんですかというお願いもしております。

そういったことが実現するかどうかもありますけど、やはり今はそういう情報化の時代ということですね。もう1分置きに、1秒置きに情報が変わってきている状況ですので、そこら付近は議会進行、運営等に迷惑がかからない、IT特別委員会にもお願いをしながら、また、議会運営委員会にもお願いをしながら、そこら付近を協議していきたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 11時20分